

### 事務処理フロー図

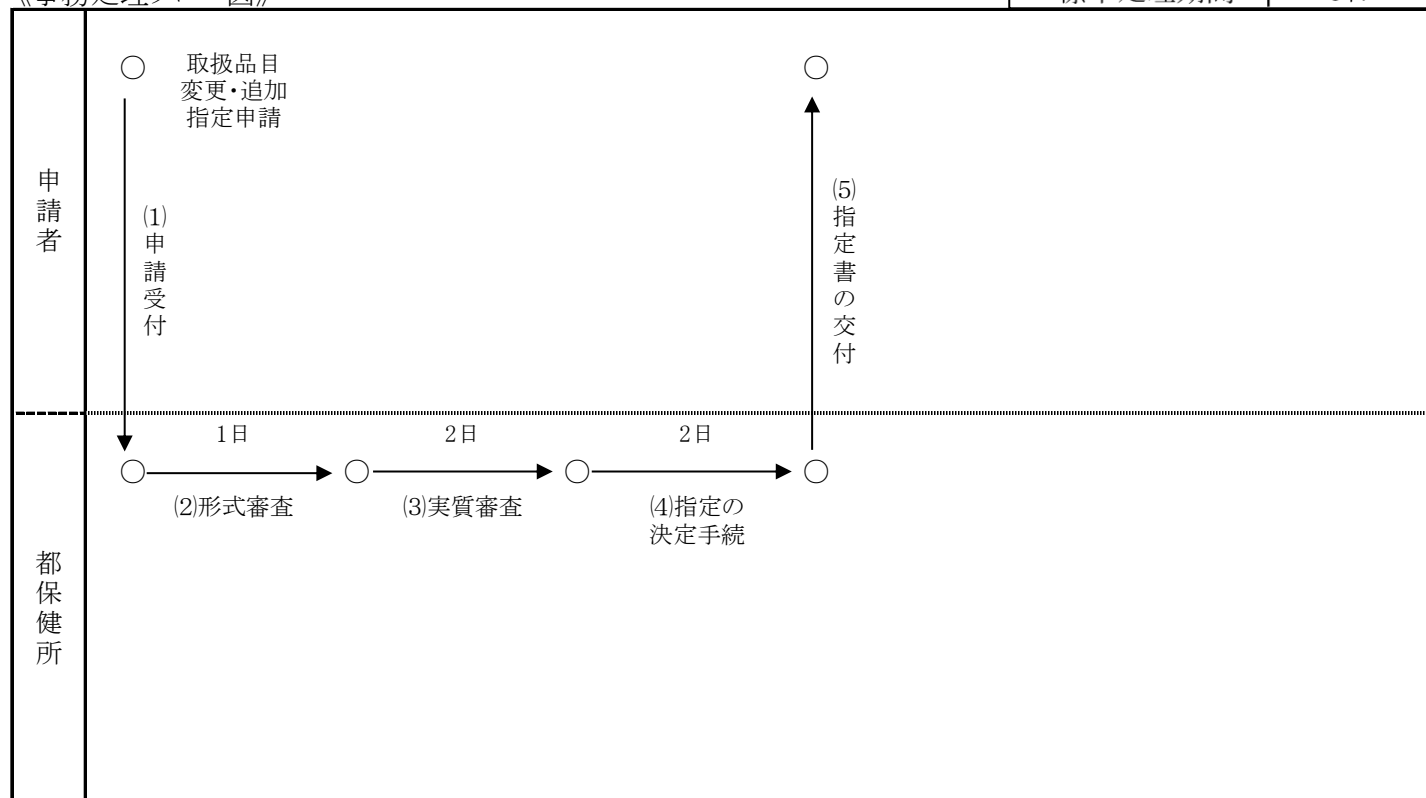
事務名	特例販売業取扱品目変更・追加指定
根拠法令	旧薬事法施行規則第159条

作成部署 福祉保健局健康安全部薬務課薬事免許担当 電話 34-423

《事務処理フロー図》

標準処理期間

5日



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
(1)	申請受付	窓口で申請書の受付をします。
(2)	形式審査	申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること等、申請の形式上の要件について審査をします。
(3)	実質審査	申請内容が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に照らし、審査基準を満たしているかどうか審査します。
(4)	指定の決定手続	指定の可否について、決定を行います。
(5)	指定書の交付	決定後に申請者の方に指定書を交付します。